JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する警告等について

平成22年7月14日公正取引委員会

公正取引委員会は、新函館農業協同組合(以下「新函館農協」という。)の組合員で構成されるJA新はこだて花卉生産出荷組合(以下「花卉組合」という。)に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、後記第1のとおり、同法第8条第4号(事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止) (注) の規定に違反するおそれがある行為を行っているとして、本日、花卉組合に対し、警告を行った。

また、後記第2のとおり、花卉組合の事務局を務めている新函館農協に対し、 要請を行った。

(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号) 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成21年7月10日)前においては同法による改正 前の独占禁止法第8条第1項第4号。以下同じ。

第1 警告について

1 関係人

名		称	JA新はこだて花卉生産出荷組合
所	在	地	北海道亀田郡七飯町本町三丁目18番52号
代	表	者	組合長 坂本 学

2 警告の概要

- (1) 花卉組合は、平成15年1月ころ以降、花卉組合の組合員が生産する花きについて、そのすべてを新函館農協に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、そのすべてを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。
- (2) 花卉組合の前記(1)の行為は、独占禁止法第8条第4号の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、花卉組合に対し、前記(1)の行為を取りやめ、今後、このような行為を行わないよう警告した。

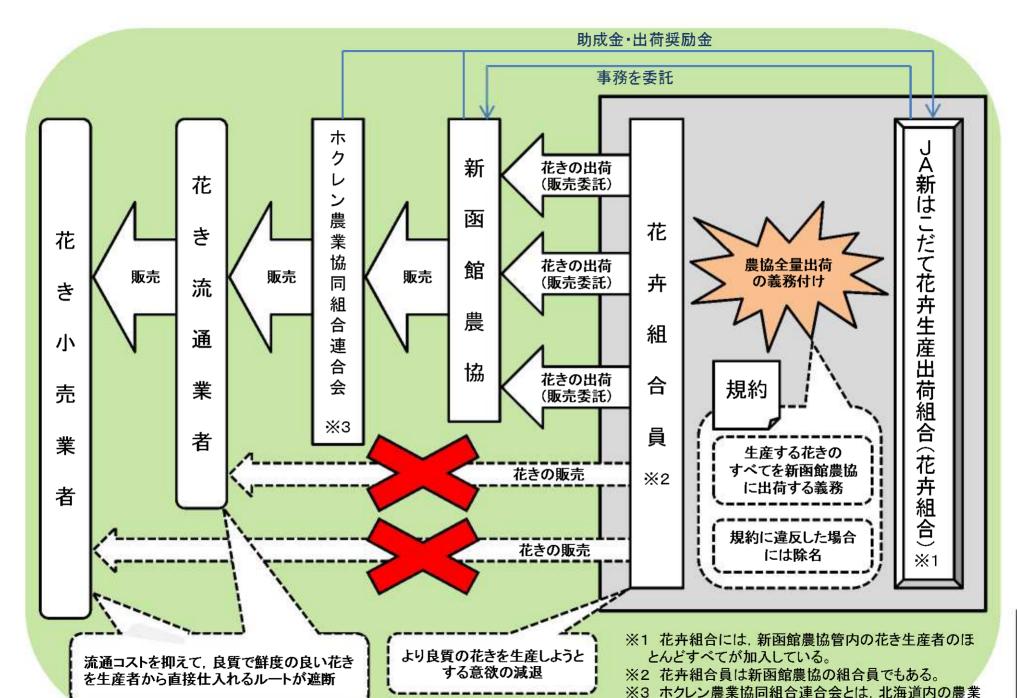
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所第二審査課 電話 011-231-6300(直通) 公正取引委員会事務総局審査局第一審査 電話 03-3581-4960(直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

第2 新函館農協に対する要請について

新函館農協は花卉組合の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、前記第1の2(1)の規約の制定等に係る事務に携わるとともに、前記第1の2(1)の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に出席していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、前記第1の2(1)と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し独占禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。

協同組合で組織される、経済事業を行う連合会である。



2 最近の農業協同組合関係事件(最近10年間)

件 名	中 京	即反计久
(措置年月日)	内 容	関係法条
大分大山町農業協 同組合に対する件 (平成21年12 月10日排除措置 命令)	①双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元 氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷荷 登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合 には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産 直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう 直売所への直売用農産物を出荷した場合に は対して元氣の駅に直売用農産物を出荷に基づき に対して元氣の駅に直売用農産物の出荷を取りやめるよ に対して元氣の駅に直売用農産物の出荷を取りやめるよ に対して元氣の駅に直売用農産物の出荷を取りやめるよ に対して元氣の駅に直売用農産物の出荷登録者に があるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対し に当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出 でいようにさせている。	独占禁止法第19 条(不公正な取引 方法第13項〔拘 束条件付取引〕)
士幌町農業協同組 合に対する件 (平成18年7月 21日警告)	① 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、士幌町農業協同組合(以下「JA士幌町」という。)から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとすること② 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとすることとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。	独占禁止法第19条(不公正な取引 方法第13項〔拘 束条件付取引〕)
京都農業協同組合 に対する件 (平成18年7月 14日警告)	米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターについて、遅くては、15年以降(カントリーエレベーターについてのいてのいてのいてのいてのいてのである。)のでは、15年以降のである旨を3施設である旨を3を開入しない場合により、にされることがある旨を3を出荷しない場合により、は各別ののでは、組合員により、組合員により、組合員に対して制知を出荷して米を出荷して出り、は各別ののでは、組合員により、組合員に対して出知を出荷して、当該組合員に対していた疑い。	独占禁止法第19 条(不公正な取引 方法第13項〔拘 東条件付取引〕)

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
八代地域農業協同 組合に対する件 (平成17年3月 1日警告)	地域農業基盤確立農業構造改善事業及び経営構造対策事業に基づき行ってきた複合経営促進施設のリース事業について、リース先である生産管理組合及び八代地域農業協同組合(以下「JAやつしろ」という。)の組合員に対し	独占禁止法第19 条(不公正な取引 方法第11項〔排 他条件付取引〕)

3 参照条文

〇 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一~三 (略)

四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。

五 (略)

- 〇 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年 法律第五十一号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄) [事業者団体の禁止行為]
- 第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一~三 (略)

四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。

五 (略)

②~④ (略)